

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 筒井晴香

本論文は共同行為のさまざまな事例を丹念に分析して、共同行為がそれを行う個々の行為者の個人主義的な意図には還元できないことを示し、共同行為を適切に捉えるには個人主義ではなく反個人主義の見方が必要であることを説得的に論じた好論文である。

まず第1章では、本論文の主題を明確化するために、共同行為の諸事例を分析して、共同行為が大きく「共有行為（いっしょに行う行為）」と「集団行為（集団が行う行為）」に分けられる。そして前者の共有行為をおもに扱うことと、その成果を踏まえて後者の集団行為にも切り込んでいくことが述べられ、論文の主題が明らかにされる。

続いて第2章では、共有行為の最初の分析が行われる。この章では、いっしょに散歩するとか、いっしょに旅をするといった共有行為において、それを行う個々の意図がどのようなものであるかの分析がなされる。この点については、個人主義者であるM・ブラットマンによる詳細な分析があるが、ブラットマンの言う「相手の意図ゆえに意図する」という相互的な意図が彼の主張に反して個人主義的な観点からは分析しきれないことを論じて、反個人主義へと向かう準備がしっかりと整えられる。

第3章は、やや補足的な章であるが、共同行為に不可欠の共通知識について、それにまつわる1つの懸念が的確に払拭される。あることが人々の間で共通の知識となっている場合、人々はそれぞれそのことを知っているだけではなく、互いがそのことを知っていることも知っており、さらにそのことも知っている、等々という仕方で、無限に多くの高階の知識をもっているように思われる。しかし、有限の人間が無限の知識をもつことは不可能なように思われる。この懸念を払拭するために、先行研究に基づきつつ、人々の合理性に関するお互いの理解の共有を前提にすれば、そのような無限の知識を生み出しうるということが明快に論じられる。

第4章では、いよいよ反個人主義的な共有行為論の構築に向けて口火が切られる。ここではM. ギルバートの反個人主義的な見方をたたき台として、その綿密な検討が行われる。ギルバートは共有行為をする人々の間にお互いへの権利／義務という規範的關係があること、および共有行為をする人々は1つの集団行為者を形成していること、この2点から共有行為を捉えようとする。しかし、規範的關係のほうは承認できるものの、集団行為者の形成のほうは疑わしいとして、ギルバートの論点のうちあるべき反個人主義の立場に必要なものは何かが明らかにされる。

続く第5章と第6章が本論文のクライマックスであり、反個人主義的な共有行為論が詳細に展開される。そのために、まず第5章でA. S. ロスの「実践的間主観性」の概念およ

びそれにもとづく共有行為論を導入して地ならしをし、第6章でロスの議論をさらに精緻に展開して、本論文の反個人主義的な共有行為論が明快に提示される。その特徴は、一言でいえば、集団なき共有行為ということであり、共有行為をする人々を1つの集団行為者と見る必要はないことが説得的に論じられる。共有行為をする人々の間には、相手の意図をあたかも自分の意図であるかのようにそれを自分の実践的推論の合理的制約とするという実践的間主観性の関係が成立しているが、この主観性はこれらの人々が集団行為者を形成することなく成立しうる関係であり、しかも個人主義的な還元を許さない関係である。第6章では、この点がロスの議論を踏まえつつ、さらに明快かつ説得的に示され、高い評価に値する。

第7章では、共有行為についてはそれを行う人々を集団行為者と見る必要はないとしても、共同行為のなかには、それを行う人々を集団行為者と見る必要があるものもあることが論じられる。まず「推論的ジレンマ」という集団の意思決定をめぐるジレンマを通じて集団行為者の必要性を立証しようとした P. プティットの議論を吟味して、その議論では集団行為者といっても、結局は、そのメンバーである個人行為者たちの意図と彼らの間の相互関係に還元されてしまい、集団行為者の必要性は導き出されないと批判する。この批判はなかなか力のこもったすぐれたものであり、高く評価できる。そしてそのうえで、集団行為者の必要性は集団が他の集団や個人との間で信用や責任を伴う相互関係を取り結ぶことによって初めて出てくるのであり、この相互関係はまさに実践的間主観性にほかならないことが主張される。こうして実践的間主観性こそが集団行為者なき共有行為と集団行為者ありの共同行為のいずれにおいても中心的な役割を果たすことが結論づけられる。

最後の第8章では、以上の議論・成果を踏まえて、反個人主義的な立場から共同行為を分類し、それらを理解する枠組みが提示され、合目的性よりも実践的間主観性に重きを置く行為者観が最終的な結論として明快に提示される。

本論文は総じてきわめて明快かつ緻密に書かれており、論文全体の構成もたいへん堅固である。また、議論の質も高く、導き出された結論もなかなか興味深い。しかしながら、本論文にもむろん問題がないわけではない。なかでも、集団行為者が必要となるのは集団が他の集団や個人と実践的間主観性の関係を結ぶときであるという論点には、疑問の余地がある。というのも、個人の場合であれば、行為者として認められるために必ずしも他の個人や集団と実践的間主観性の関係を結んでいる必要はなく、通時的な合理性を示せば十分であるように思われるからである。このような疑問の余地があるにもかかわらず、本論文ではその点に関する十分な検討がなされておらず、重要な課題が残されていると言わざるをえない。しかしながら、本論文によってなされた実践的間主観性の概念の明確化や、それにもとづく反個人主義的な共有行為の捉え方、集団行為者を必要としない共有行為とそうでない共同行為の巧みな区別は、十分高い評価に値する。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。